

[13] 工事施行者の能力

法 律 第33条第 1 項第13号

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

政 令

（法第33条第 1 項第13号の政令で定める規模）

【第24条の 3】 法第33条第 1 項第13号の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

宅地開発や大規模な開発行為にあつては、工事中の災害が多く、人命、家屋、公共施設等に被害をもたらす可能性が大きいため、不適格な施行者を除外する趣旨から、事業経歴書、登記簿謄本、建設業許可証明書等を提出することとし、当該工事の難易度、過去の事業実績等を勘案して、工事施行者が当該開発行為に関するすべての工事を完成させる能力を有することを確認することとしています。